

企業年金連合会 企業型DCセミナー

# パネルディスカッション資料

アズビル株式会社

2018年11月

---

**azbil**

© 2018 Azbil Corporation. All rights reserved.

# 目次

---

1. アズビル株式会社 概要
2. アズビルの年金制度と運営体制について
3. 運営管理機関の評価について
4. 運用商品の見直し（追加・除外）について
5. 継続教育について

---

# アズビル株式会社 概要

---

---

**azbil**

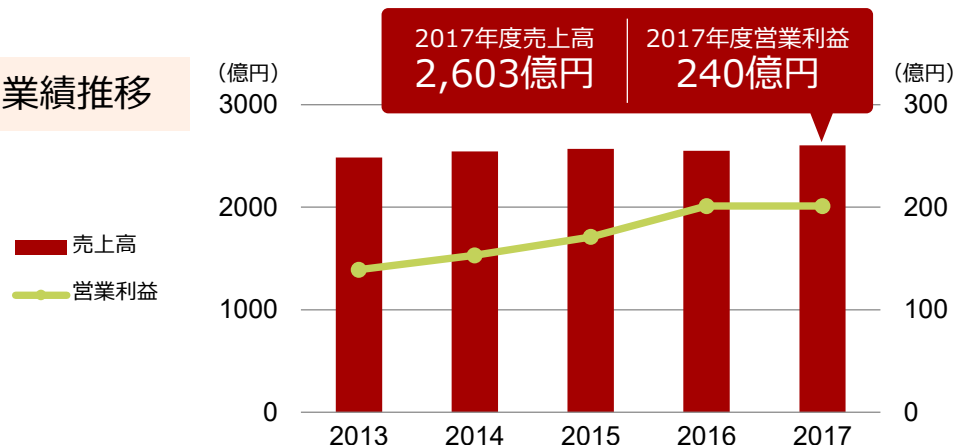
© 2018 Azbil Corporation. All rights reserved.

# azbilグループ概要

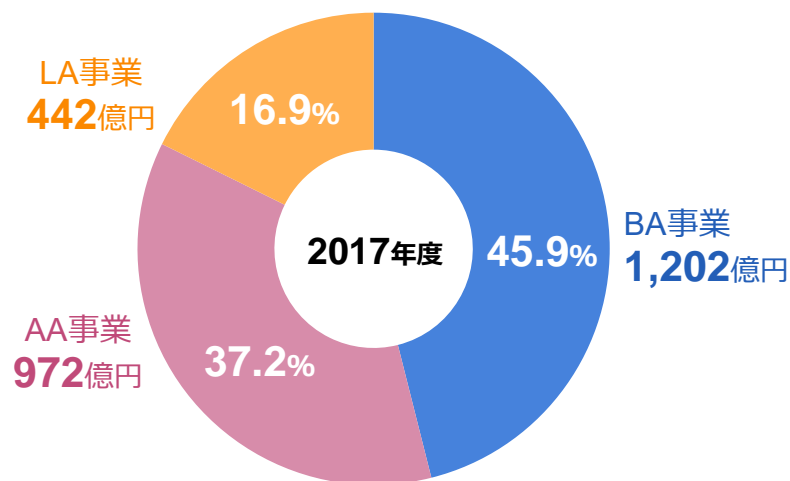
「人を中心としたオートメーション」の理念のもと、計測と制御の技術で人や社会の安心、快適、充足感の実現や地球環境への貢献を目指しています。

- 本社所在地  
アズビル株式会社  
東京都千代田区丸の内2-7-3  
東京ビル
- 創業  
1906年12月1日（明治39年）
- 設立  
1949年8月22日（昭和24年）
- 資本金  
105億2,271万6,817円
- 従業員数  
5,043人（連結：9,328人）  
\*2018年3月31日現在

## 業績推移

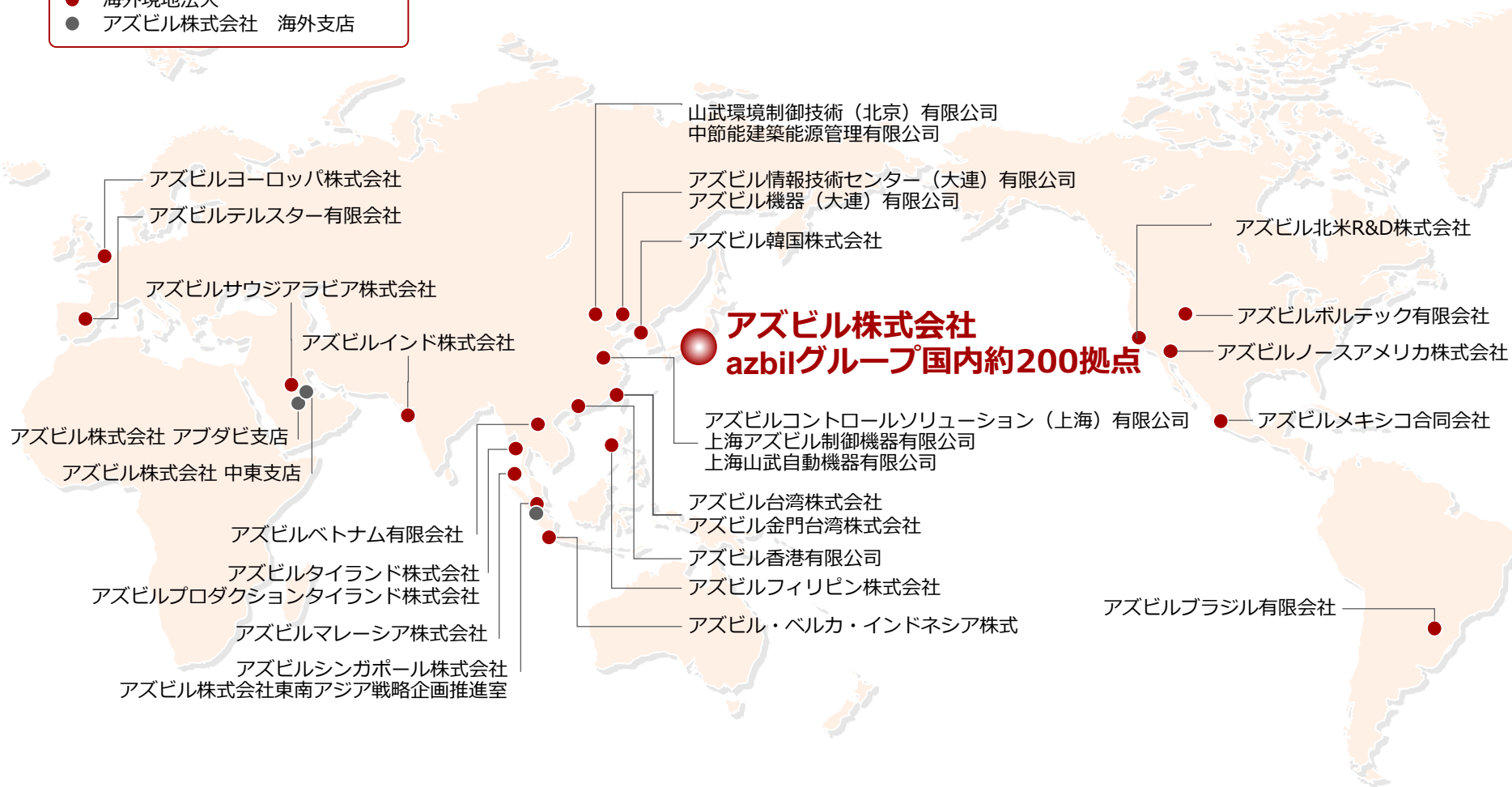


## セグメント別売上高



# azbilグループ拠点

- 海外現地法人
- アズビル株式会社 海外支店



2018年9月現在

# azbilグループ沿革

- 1906年** ドイツの工作機械メーカーの販売代理店として「山武商会」を創業
- 1949年** 企業再建整備法により山武計器株式会社(現アズビル株式会社) を設立
- 1952年** ハネウエル・インコーポレイテッド(米国) と技術提携契約を締結。翌53年資本提携(出資比率: 50%)
- 1958年** 株式を店頭公開
- 1961年** 株式を東京証券取引所市場第二部に上場
- 1966年** 「山武ハネウエル株式会社」に社名変更
- 1969年** 株式を東京証券取引所市場第一部に上場
- 1998年** ハネウエル社との資本提携関係を変更、社名を「株式会社 山武」に変更
- 2002年** ハネウエル社から自己株式を取得して資本関係を解消
- 2003年** グループ会社の統合を実施、社内カンパニー制へ
- 2005年** 株式会社金門製作所をグループ会社化、協業開始
- 2006年** 12月1日、創業100周年を迎える
- 2006年** 新しい理念、理念のシンボルマーク「azbil」を制定
- 2008年** グループ名称をazbilグループに変更
- 2012年** 株式会社 山武はアズビル株式会社に社名を変更
- 2016年** 一般財団法人 アズビル山武財団を設立



創業者 山口武彦

# azbilグループの主な事業フィールド

“計測と制御”の技術のもと、建物市場でビルディングオートメーション事業を、工場やプラント市場でアドバンスオートメーション事業を、ライフラインや健康などの生活に密着した市場において、ライフオートメーション事業を展開しています。

## アドバンス オートメーション事業

- ・石油化学/化学 ・石油精製 ・電力/ガス
- ・鉄鋼 ・ごみ処理/上下水道 ・紙パルプ
- ・船舶 ・食品 ・薬品 ・自動車
- ・電気/電子 ・半導体
- ・製造装置（工業炉、工作機械ほか） など

## ビルディング オートメーション事業

- ・オフィスビル ・ホテル
- ・ショッピングセンター
- ・病院 ・学校 ・研究所
- ・工場 ・データセンター
- ・官公庁建物 ・空港 など

## ライフ オートメーション事業

- ・ガス ・水道 ・工場
- ・商業ビル ・製薬工場
- ・研究所 ・病院
- ・マンション ・住宅
- ・自治体 など



---

# アズビルの年金制度と運営体制について

---

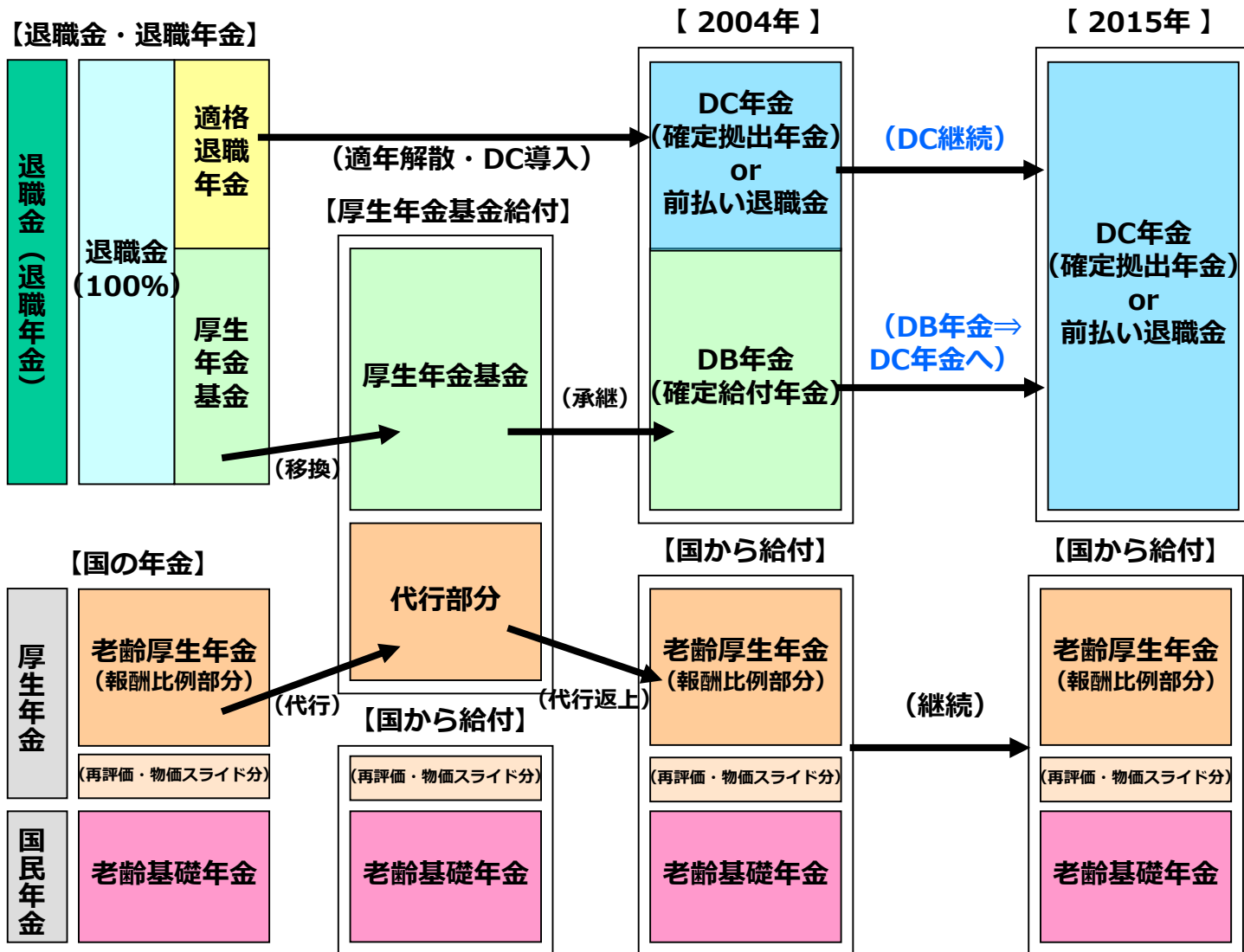
---

**azbil**

© 2018 Azbil Corporation. All rights reserved.

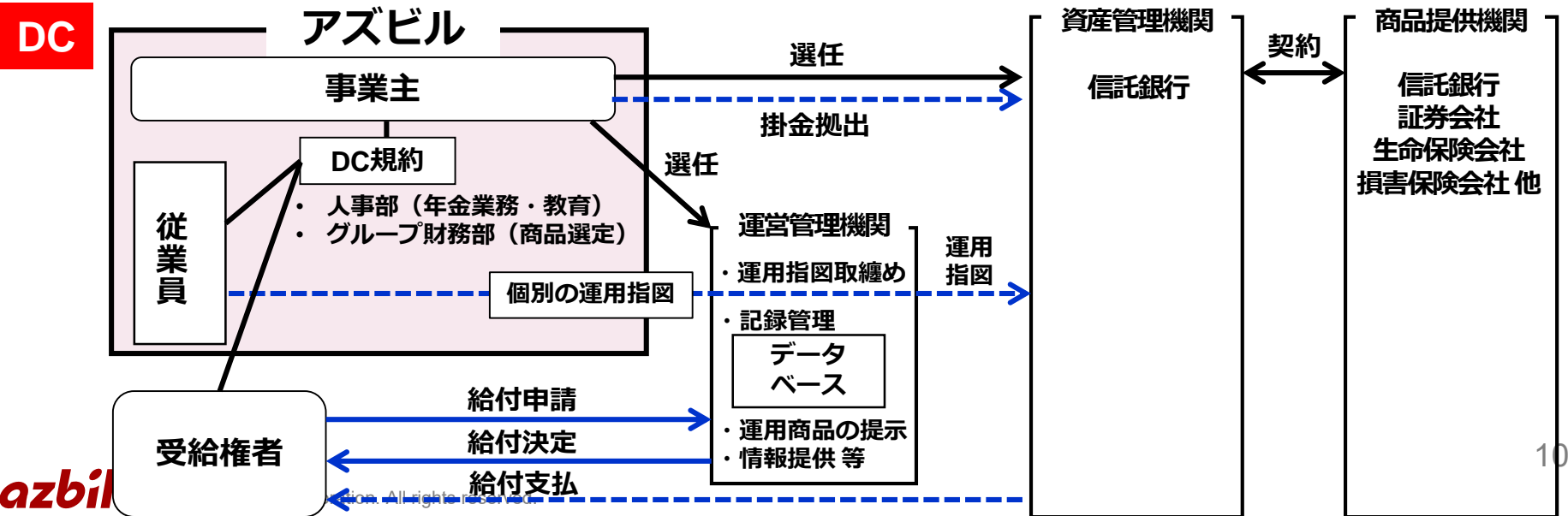
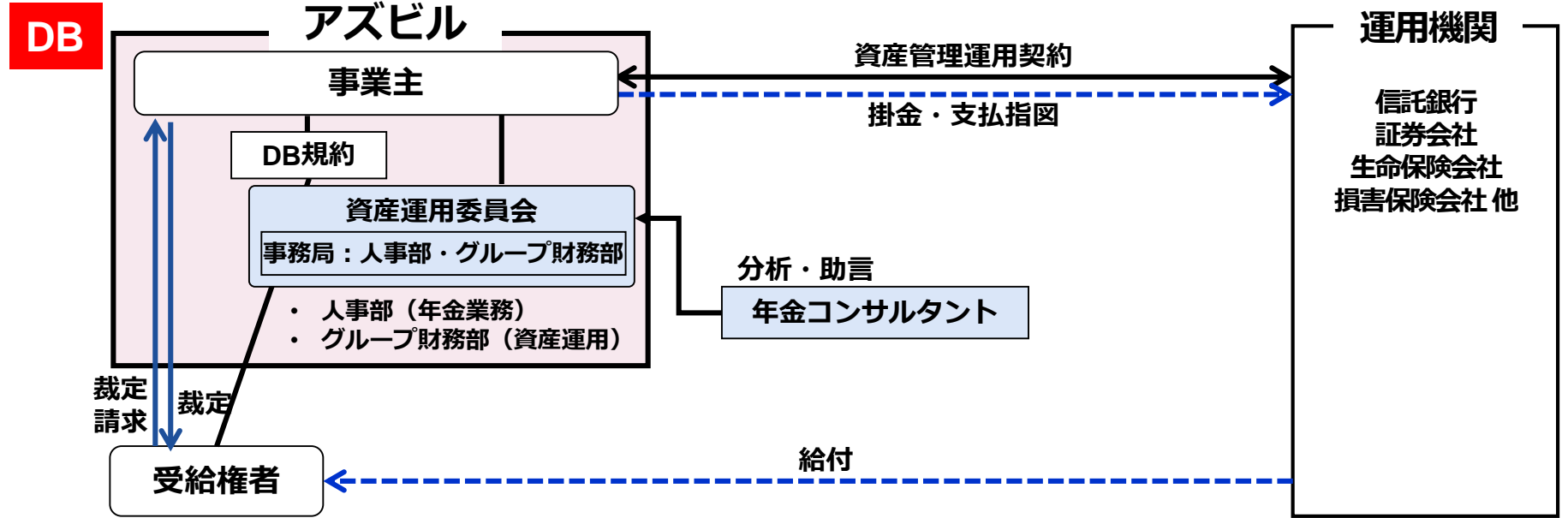


# アズビルの年金制度の推移



- 【退職年金制度の経緯】**
- ① 2004年まで、退職年金は、適格退職年金制度と厚生年金基金という二つの年金制度を採用。
  - ② 2004年に、適格退職年金はDC年金に改定し、厚生年金基金は、国の厚生年金を一部引き受けていた部分（代行部分）を国に返上し、新たにDB年金制度を採用。
  - ③ 2015年には、DB年金部分を、全額、DC年金に移換し、退職金全体をDC年金に一本化。

# 年金運営体制 (DB・DC)



---

# 運営管理機関の評価について

---

---

**azbil**

© 2018 Azbil Corporation. All rights reserved.

# 事業主による運営管理機関の評価について（その1）

## <運営管理機関の見直しの努力義務化【DC法第7条第4項】>

（企業型年金を実施する）事業主は、確定拠出年金運営管理機関業務の全部又は一部を委託する場合は、**少なくとも5年ごとに、運営管理機関が実施している運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

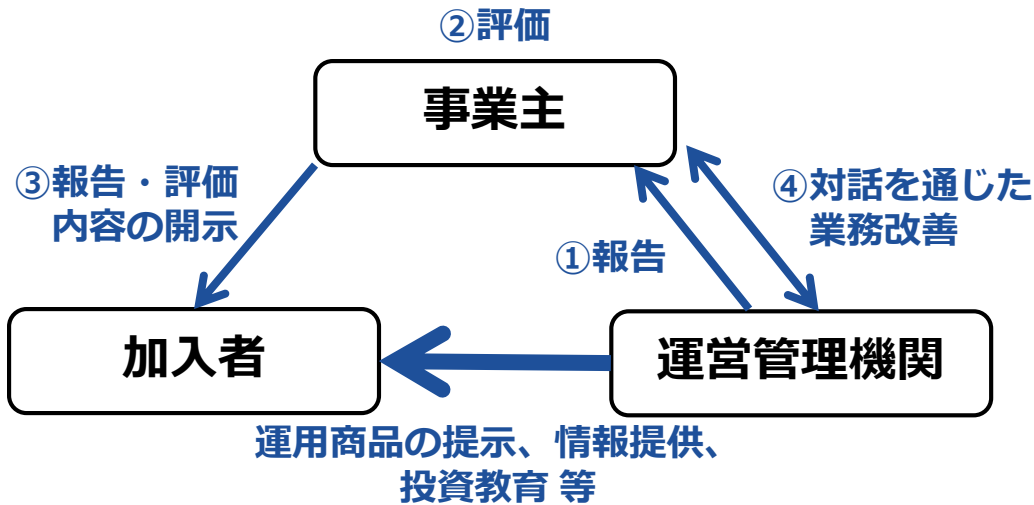
### 評価の目的

原則	事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、 <b>もっぱら加入者等の利益のみを考慮し、確定拠出年金運営管理機関を選定することが必要である</b>
期間の経過	この点、制度発足時点で評価した確定拠出年金運営管理機関の体制や運用の方法がその時点で望ましいものであったとしても、 <b>期間の経過により、必ずしもそうでない体制や商品になることがありうる</b>
対話・改善の必要性	こうした点を制度の実施主体として、自身で点検・確認し、確定拠出年金 <b>運営管理機関との対話等を通じて、改善していくことが必要である</b>

### 評価項目・手法

（次ページへ続く）

# 事業主による運営管理機関の評価について（その2）



具体的な評価項目（厚労省HPより）	
1	運用商品が <b>1 金融グループ</b> に偏っている場合、加入者利益のみを考慮したものであるか
2	同種の商品群の中での <b>運用実績</b> や <b>手数料</b> が加入者利益のみを考慮したものであるか
3	手数料の開示内容
4	事業主からの商品除外や追加
5	運営管理機関による商品モニタリングの内容の事業主への報告
6	加入者等への情報提供の判り易さ

## 詳細項目 (想定例)

詳細項目（例）			
1	商品ラインアップのモニタリング評価	全体構成の妥当性、商品本数・区分の適合性 他	
2	個別商品の運用状況	パッシブ	同種ファンドとの信託報酬比較、純資産額、TE 他
		アクティブ	同種ファンドとの運用成績比較 他
		元本確保型	商品を提供する金融機関の財務健全性 他
3	コールセンター・インターネット利用状況	項目別利用状況 他	
4	（依頼していれば）投資教育の実施状況	資料提供、セミナー実施状況、アンケート結果 他	

---

# 運用商品の見直し（追加・除外）について

---

---

**azbil**

© 2018 Azbil Corporation. All rights reserved.

# DC商品選定方針【制度導入（2004年）当時】

## ● 元本確保型商品

- 法令上、最低1本の元本確保型商品を選定しなければならない。
- GICは、DC用商品において、唯一年金による支払が可能な商品であることから、退職後の年金受給を目的とした運用商品として選定する。

## ● 元本確保型以外商品

- 想定利回りを上回る運用実績をあげるためには、元本確保型以外の商品を選定する必要がある。
- 国内外の株式・債券を一定割合で組合せ、時価資産構成が一定の範囲を超えた場合には、自動的にリバランスされる機能を持ったバランス（固定比率型）DC商品は、社員の運用ノウハウ如何に関わらず、ニーズの高い商品と考えられるため選定する。
- 資産配分を自由に行いたいというニーズもあることから、各資産別の運用商品を選定する。
- リスクが過大とならないよう、また基金、適年での運用経験を生かし、各資産ともパッシブファンドを基本とする。
- 基金、適年での運用経験から、商品を厳選することにより、ある程度確実に超過収益を得ることが期待できる「国内株式」については、アクティブファンドを選定し、社員に超過収益のチャンスを提供する。

⇒その後、社員・労組からの要望、世間動向等を反映し、商品を追加してきた。  
(2008年4月：6本、2015年6月：4本、2017年7月：11本、2018年3月：5本)

# DC商品の推移

※カッコ内数値は法令上のカウント本数

	元本確保型		元本確保型以外						合計 本数	
			パッシブ			アクティブ				
適年廃止 & DC導入時 (2004/6)	定期預金 (3年)	3	国内債券	1	バランス (固定比率)	3	国内株式 (バリュー)	2	17	
			国内株式 (TOPIX)	1			国内株式 (グロース)	1		
	GIC (5年)	4	先進国債券	1			国内株式 (バリュー)	1		23
			先進国株式	1			外国株式 (グロース)	1		
商品1次追加 (2008/4)	GIC (10年)	4								
DC100% 移行時の追加 (2015/6)	定期預金 (5年)	1	国内不動産	1	バランス (ターゲットイヤー)	2		27 (26)		
改正DC法 施行前の追加 その1 (2017/7)			国内債券	1	バランス (固定比率)	3			38 (37)	
			国内株式 (TOPIX)	1						
			先進国債券	1						
			先進国株式	1						
			為替ヘッジ付外国債券	1	バランス (アセットアロケーション)	1				
			新興国債券	1						
			国内不動産	1						
改正DC法 施行前の追加 その2 (2018/3)			国内株式 (日経225)	1	バランス (ターゲットイヤー)	2		43 (40)		
			新興国株式	1						
			先進国リート	1						
商品除外対応 (2019/5~10)	法令による上限設定 (35本) に合わせるため、「5本」除外 (=閉鎖型ファンド化) 予定							38 (35)		



# DC商品ラインアップ（元本確保型以外商品）マトリクス

		投資先地域			
		国内	先進国	新興国	
資産種類	債券	【パッシブ】 2本	【パッシブ】 2本	【パッシブ】 1本	
	株式	【パッシブ】 TOPIX：2本（うち1本は除外予定） 日経平均：1本	【パッシブ】 2本（うち1本は除外予定）	【パッシブ】 1本	
		【アクティブ】 4本	【アクティブ】 1本		
	不動産 (REIT)	【パッシブ】 2本	【パッシブ】 1本		
	バランス型	固定比率	【株式30型】 2本（うち1本は除外予定） 【株式50型】 2本（うち1本は除外予定） 【株式70型】 2本（うち1本は除外予定）		
		ターゲットイヤー ※年限が異なる同商品は、本数カウントがなされない	【ターゲットイヤー2030】 1本 【ターゲットイヤー2035】 1本 【ターゲットイヤー2040】 1本 【ターゲットイヤー2045】 1本		
		機動的配分	【アセットアロケーション型】 1本		

# 改正DC法施行直前に何故商品追加を実施したのか？

## ● 改正DC法による商品上限数（35本）の設定（2018年5月1日施行）

商品上限数が「35本」に決定。法施行日前（2018年5月1日）までに導入したDC商品についての取扱いは、以下の通り。

- ① 法令上、法施行日前までに導入された商品数を上限とみなすこととされるため、上限数（35本）を超えている場合には、2023年4月30日までに35本とすれば良い。ただし、できる限り速やかに除外とする方が望ましい。
- ② 手続きを経て「除外」としたDC商品を法施行日までに購入した資産は、そのまま残すことができる。  
⇒「閉鎖型ファンド」として残すことが可能。（新規で購入することができない。）

## ● 事業主の受託者責任の観点

改正DC法による「運用商品の提供数の上限設定」は、2023年4月末には緩和措置期間も終了となることから、仮に今回のタイミングで商品追加を行わなくとも、

- どの商品を「残すのか」「はずすのか」
- その理由は何か（運用パフォーマンス、信託報酬（手数料）など）

といった検討が必要になる。

DC法43条には「**事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関（確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）を選任できるのは、当該機関の専門的能力の水準、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由がある場合に限られるものであること。**」と規定されていることから、DC商品の選定・除外にあたっては、

- 商品の優位性（運用パフォーマンス、信託報酬（手数料）など）

により選定されるべきであり、金融機関との取引状況など、先方のニーズをDC商品の選定に反映させることは極めて望ましくない（加入者である社員に対して、合理的な説明ができない）。

したがって、今後実施予定のDC商品の除外、加入者目線でのさらなる商品ラインアップの充実化（商品入れ替え）は、「商品の優位性」を大前提とすべきであると考える。

# DC商品除外スケジュール（2019年10月商品除外を想定）

	労使協議 ～ 規約変更	同意取得～除外商品決定						商品除外処理～完了通知			
	～19/03	19/04	19/05	19/06	19/07	19/08	19/09	19/10	19/11	19/12	20/01
手続き	(19年3月末) 対象者抽出				(19年7月上旬) 除外商品決定			(19年10月1日) 商品除外			
事業主	労使協議・合意 規約変更申請・承認										
加入者			不同意、 意思表示 (3週間以上)			除外商品決定通知 (運営サイト、社内イントラ等)			除外完了通知 (保有者全員に送付)		
運営管理機関		同意 対象者の 抽出	同意確認 通知発送 (対象者)		不同意 回答集計 《除外商品 決定》			任意売却手続き 任意配分変更手続き			
								① ② ③ ④	除外商品売却停止解除		
									① 除外商品売却停止措置（売却不可） ② 配分率一括変更（第2営業日） ③ 売却口数計算（第5営業日） ④ 強制売却処理（第7営業日） ※②がエラーとなった場合、③・④以後のスケジュールを1ヶ月延期		
									除外完了通知・公告		

---

# 継続教育について

---

---

**azbil**

© 2018 Azbil Corporation. All rights reserved.

# DC教育について

	時期	内容
適年⇒DC	2004年6月	導入時教育（以降、新入社員&中途社員に対し、加入時教育を実施）
商品追加（6本）	2008年4月	商品追加をメール&社内イントラ等で通知、以後メルマガにて継続的に情報発信 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分変更/スイッチングについて</li> <li>・資産配分の考え方</li> <li>・ライフプランニングと運用利回り</li> <li>・お取引状況のお知らせの見方 等</li> </ul> </div>
DB⇒DC 商品追加（4本）	2015年6月	DC100%化に伴い、 <b>スクール形式にて投資教育実施</b> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル分け/短時間化</li> <li>・易しい表現、イラスト多用</li> <li>・トピックスの盛り込み（マイナス金利導入等）</li> </ul> </div>
マッチング 抛出導入	2016年6月	マッチング抛出導入に伴い、 <b>スクール形式にて投資教育実施</b> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内小規模拠点・海外拠点への対応</li> <li>・聴覚障害者対応：手話で講義</li> <li>・未受講者対応 業務上、日中不在：DVD作成・貸出 興味が無い（＝受講しない）</li> <li>・受講者のレベル差</li> <li>・講師手配、講師のレベル差</li> </ul> </div>
商品追加（11本）	2017年7月	商品追加に伴い、 <b>紙冊子を作成・配布</b> 、以後、毎月メルマガにて継続的に情報発信。 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加商品の個別解説</li> <li>・改正DC法とその影響について</li> <li>・除外候補商品についての具体的なアクション</li> <li>・お取引状況のお知らせの見方</li> <li>・除外候補商品を未だ買い続けている方へ 等</li> </ul> </div>
商品追加（5本）	2018年3月	



上記DC教育の他に、55歳時のライフプランセミナー開催、FP相談（年2回まで無料）を提供